

○島根県収入証紙条例を廃止する条例

令和7年3月21日

島根県条例第19号

島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第8項、第10項及び第11項の規定は、令和13年4月1日から施行する。

（島根県収入証紙条例の廃止に伴う経過措置）

- 2 県又はこの条例による廃止前の島根県収入証紙条例（以下この項及び附則第6項において「旧証紙条例」という。）第5条第1項に規定する売りさばき人（附則第4項及び第5項において「売りさばき人」という。）が売りさばいた証紙（旧証紙条例第6条に規定するものを除く。附則第4項及び第5項において同じ。）については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年9月30日までの間は、なお従前の例により使用することができる。
- 3 証紙は、施行日以後においては、他の証紙と交換することができない。
- 4 証紙を保有する者（売りさばき人を除く。）は、施行日から令和13年3月31日までの間に限り、規則で定めるところにより、これを知事に返還して、当該証紙の額面金額の合計金額の還付を受けることができる。
- 5 売りさばき人は、規則で定めるところにより、その保有する売りさばき前の証紙を、施行日以後遅滞なく、知事に返還しなければならない。この場合において、知事は、令和13年3月31日までに当該証紙を返還した者に対し、規則で定めるところにより、当該証紙の額面金額の合計金額からその者が当該証紙を買い受けるときに交付した証紙取扱手数料に相当する金額を控除した金額を還付するものとする。
- 6 附則第2項の場合における証紙の取扱い（旧証紙条例第5条に規定するものに係るものを除く。）については、別段の定めがある場合を除き、なお従前の

例による。

(島根県特別会計条例の一部改正)

- 7 島根県特別会計条例(昭和39年島根県条例第31号)の一部を次のように改正する。

本則第1号中「(証紙代金収納計器による収納事業(自動車税の環境性能割及び種別割に係るものに限る。))を含む。」を削る。

- 8 島根県特別会計条例の一部を次のように改正する。

本則中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

(島根県特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 証紙代金収納計器取扱人が附則第7項の規定による改正前の島根県特別会計条例本則第1号に規定する証紙発行事業(証紙代金収納計器による収納事業(自動車税の環境性能割及び種別割に係るものに限る。))に係る還付を受けようとする場合は、施行日から令和13年3月31日までの間に限り、知事が別に定めるところにより、島根県証紙特別会計から還付を受けることができるものとする。
- 10 島根県証紙特別会計の令和12年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。
- 11 附則第8項の規定の施行の際島根県証紙特別会計に属する権利義務は、令和12年度の出納の完結の際に一般会計に帰属するものとする。